

みせ税理士 の

相続相談手帖

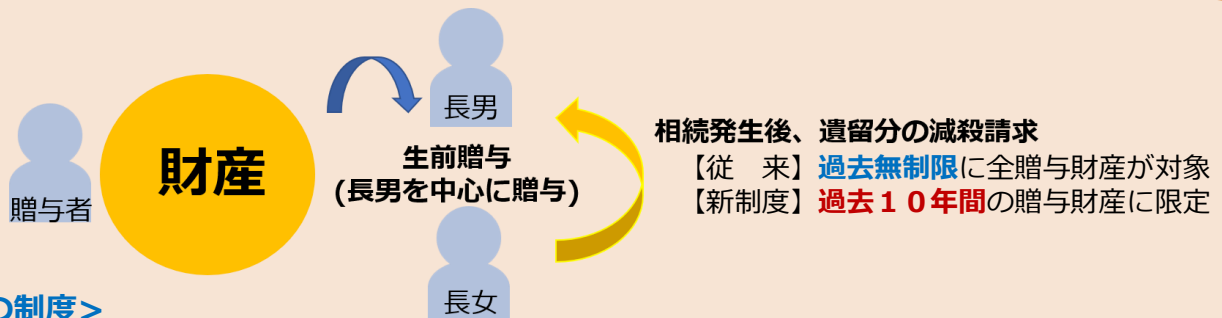
第37話

Q 私（仮名 後藤大輔）は現在、相続税対策として長男と長女に現金贈与を実施しています。贈与金額の配分については、**長男を中心に多く贈与し、遺産については2分の1ずつ渡す遺言書を作成**しました。この場合、生前の格差ある贈与は後々相続人の間で問題が発生するのでしょうか？ニュースでは民法が大幅に見直し、改正されたと聞きましたが、特に私にとって注意すべき改正事項を教えてください。

A 後藤様の事例においては、特に**遺留分制度に関する法改正**に留意が必要です。

今回の相続法の改正は実に**40年ぶりに様々な視点より改正**されています。主な論点としては、配偶者の居住権の保護、遺産分割に関する見直し、遺留分制度に関する見直し、相続の効力等に関する見直し、相続人以外の者の貢献を考慮する方策です。

以下、遺留分制度に関する見直しを解説します。



<従来<の制度>

後藤様の場合は、長男と長女の格差ある贈与は、相続日後、長女は長男に対して、増差の贈与分について、**遺留分減殺を求めることができます**。

現行の法律は、当事者双方がその贈与によって遺留分権利者に損害を加えることを知った贈与は、遺留分減殺請求の対象となります。つまり、通常、生前贈与した金額は、**過去、無制限にさかのぼって、相続財産に加算され**遺留分の計算が行われます。

<新制度>

改正後は、相続人に対する贈与は**相続開始前10年間にされたものに限り**、その価額を**遺留分算定の基礎に加えること**になりました。従前であれば、期間の制限なく無制限に遺留分の対象となっていました。今後は10年間に限定されました。生前贈与後、10年を経過してから贈与者に相続が発生すれば、その**10年前の贈与については遺留分減殺請求を受けることはありません**。

今後は大胆な生前贈与が行われやすくなるかもしれません。

特に**相続時精算課税制度**を使えば、相続人に比較的多額の贈与を実行できるため、相続(もめない)・相続税(節税)対策を同時に実行できます。

施行日：平成30年7月13日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:<http://www.nara-souzoku.net/>

セパ・オビ・カ
受付中